

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名 :	岡山県
農業委員会名 :	笠岡市

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,636
自給的農家数	1,235
販売農家数	401
主業農家数	34
準主業農家数	51
副業的農家数	316

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	538
女性	230
40代以下	18

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	95
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	2
農業参入法人	2
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	690	1,200	1,000	195	5	1,890
経営耕地面積	211	550	520	30		761
遊休農地面積	113	178	178			291
農地台帳面積	1,065	2,733	2,733			3,798

※1 耕地面積は、耕地及び附作面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	13	13			
認定農業者	—	6			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	1			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

* 現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月末現在)	管内の農地面積 1,890 ha	これまでの集積面積 517 ha	集積率 27.4%
課 領	農業従事者の高齢化等のため、担い手への農地の集積・集約化が急務である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 524 ha (うち新規集積面積 4 ha)	目標設定の考え方:令和7年度末までに管内農地の3割の集約を目指す。	
	活動計画	地域ごとに人・農地プランの話し合いを進め、担い手へ農地の集積を図る。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	4 経営体	5 経営体	2 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.6 ha	16.2 ha	0.8 ha
課 領	農業従事者の高齢化等による担い手不足のため、特に若手農業者の確保が重要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	市定住促進センター、農業普及指導センター、営農センター等関係機関と連携し、担い手の確保に努める。また、農業法人等の誘致活動を促進する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月末現在)	管内の農地面積(A) 2,181 ha	遊休農地面積(B) 291 ha	割合(B/A×100) 13.3 %
課 題	農業従事者の高齢化等により遊休農地が増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 20 ha 目標設定の考え方:早期に遊休農地を把握し、荒廃化する前に利用権設定等を行うよう指導する。		
	調査員数(実数) 22 人	調査実施時期 8月～10月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月
活動計画	農地の利用状況調査 調査方法	管内全域の農地について、農業委員・推進委員が現地調査し、農地の荒廃状況の情報を整備する。	
	農地の利用意向調査 実施時期 11月～1月	調査結果取りまとめ時期 1月～3月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月末現在)	管内の農地面積(A) 1,890 ha	違反転用面積(B) 0.6 ha
課 題	農地転用に農地法の許可が必要であることが認知されていない場合が多い。また、主要道路から離れた農地では、違反転用の事実をつかみにくい。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	8～9月に行う農地パトロールにおいて、遊休農地の確認だけでなく、違反転用についても調査を行い、手続きの必要を周知する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入